

市第38号議案

庁舎駐車場の指定管理者の指定

次のように庁舎駐車場の指定管理者を指定する。

平成21年9月10日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市市庁舎駐車場、横浜市鶴見区総合庁舎駐車場、横浜市神奈川区総合庁舎駐車場、横浜市中区庁舎駐車場、横浜市港北区総合庁舎駐車場、横浜市緑区総合庁舎駐車場、横浜市青葉区総合庁舎駐車場及び横浜市都筑区総合庁舎駐車場	東京都千代田区有楽町2丁目7番1号	パーク二四株式会社 代表取締役 西川 光一 社 長	平成22年2月1日から平成27年3月31日まで（横浜市港北区総合庁舎駐車場にあっては、同駐車場に係る横浜市庁舎駐車場条例の施行の日から平成27年3月31日まで）
横浜市南区総合庁舎駐車場、横浜市港南区総合庁舎駐車場、横浜市保土ヶ谷区総合庁舎駐車場、横浜市旭区総合庁舎駐車場、横浜市磯子区総合庁舎駐車場、横浜市金沢区総合庁舎駐車場、横浜市栄区庁舎駐車場及び横浜市泉区総合庁舎駐車場	同	同	平成22年2月1日から平成27年3月31日まで（横浜市港南区総合庁舎駐車場にあっては、平成22年2月1日から同駐車場に係る横浜市港南区総合庁舎整備事業に伴う横浜市庁舎駐車場条例施行規則第2条第4項の規定による休止する日の前日まで）

提 案 理 由

横浜市市庁舎駐車場等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（第1項から第5項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）